

平成二十九年内閣府令第五十四号

金融商品取引法第二章の六の規定による重

要情報の公表に関する内閣府令

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)及び金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、金融商品取引法第二章の六の規定による重要な情報の公表に関する内閣府令を次のようく定める。

(定義)

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券 金融商品取引法(以下「法」という。)第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

二 オプション 法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。

三 店頭売買有価証券 法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。

四 登録金融機関 法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。

五 登録金融機関業務 法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいう。

六 取扱有価証券 法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。

七 投資法人 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人をいう。

八 この府令において「有価証券の募集」「有価証券の売出し」「金融商品取引業」「金融商品取引業者」「認可金融商品取引業協会」「金融商品取引業者」「商品取引所」、「信用格付業」、「信用格付業者」、「高速取引行為」又は「高速取引行為者」とは、それぞれ法第二条第三項、第四項、第八項、第九項、第十三項、第十六項、第三十五項、第三十六項、第四十一項又は第四十二項に規定する有価証券の募集、有価証券の売出し、金融商品取引業、金融商品取引業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、信用格付業、信用格付業者、高速取引行為又は高速取引行為者をいう。

三 この府令において「上場会社等」、「上場投資法人等の資産運用会社」、「役員等」、「取引関係者」、「重要情報」、「上場有価証券等」又は「売買等」とは、それぞれ法第二十七条の三十六第各号のいずれかに該当する行為であつて、当該

一項に規定する上場会社等、上場投資法人等の資産運用会社、役員等、取引関係者、重要な情報、上場有価証券等又は売買等をいう。

二 当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人(次号において「特別目的法人」という。)に直接又は間接に所有者から譲渡(取得を含む。)される金銭債権その他ハに規定する店頭売買有価証券をいう。

三 店頭売買有価証券 法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。

四 登録金融機関 法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。

五 登録金融機関業務 法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいう。

六 取扱有価証券 法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。

七 投資法人 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人をいう。

八 この府令において「有価証券の募集」「有価証券の売出し」「金融商品取引業」「金融商品取引業者」「認可金融商品取引業協会」「金融商品取引業者」「商品取引所」、「信用格付業」、「信用格付業者」、「高速取引行為」又は「高速取引行為者」とは、それぞれ法第二条第三項、第四項、第八項、第九項、第十三項、第十六項、第三十五項、第三十六項、第四十一項又は第四十二項に規定する有価証券の募集、有価証券の売出し、金融商品取引業、金融商品取引業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、信用格付業、信用格付業者、高速取引行為又は高速取引行為者をいう。

九 この府令において「上場会社等」、「上場投資法人等の資産運用会社」、「役員等」、「取引関係者」、「重要情報」、「上場有価証券等」又は「売買等」とは、それぞれ法第二十七条の三十六第各号のいずれかに該当する行為であつて、当該

取引関係者が当該行為を行つたとしても上場会社等に関する情報の開示に対する投資者の信頼を損なうおそれがないものとする。

一 上場有価証券等に係るオプションを取得している者が当該オプション行使することにより上場有価証券等を取得することその他当該重要な情報の伝達を受けたことと無関係に行なうことが明らかな売買、権利の行使その他これらに類する行為

二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第一百六十六条第一項の規定による株式の買取りの請求若しくはこれに類する行為又は法令上の義務に基づく行為

三 投資者を保護するための法令上の手続に従事する行為であつて、上場会社等において、その他の内閣府令で定める資産は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第

四 特別目的法人が当該有価証券を発行し、当該有価証券(当該有価証券の借換えのために発行されるものを含む。)上の債務の履行について譲渡(取得を含む。)される金銭債権その他ハに規定する店頭売買有価証券をいう。

五 登録金融機関 法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいう。

六 取扱有価証券 法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。

七 投資法人 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人をいう。

八 この府令において「有価証券の募集」「有価証券の売出し」「金融商品取引業」「金融商品取引業者」「認可金融商品取引業協会」「金融商品取引業者」「商品取引所」、「信用格付業」、「信用格付業者」、「高速取引行為」又は「高速取引行為者」とは、それぞれ法第二条第三項、第四項、第八項、第九項、第十三項、第十六項、第三十五項、第三十六項、第四十一項又は第四十二項に規定する有価証券の募集、有価証券の売出し、金融商品取引業、金融商品取引業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、信用格付業、信用格付業者、高速取引行為又は高速取引行為者をいう。

九 この府令において「上場会社等」、「上場投資法人等の資産運用会社」、「役員等」、「取引関係者」、「重要情報」、「上場有価証券等」又は「売買等」とは、それぞれ法第二十七条の三十六第各号のいずれかに該当する行為であつて、当該

内容の提供を行う業務により継続的な報酬を受けている者

六 高速取引行為者

国において金融商品取引業、登録金融機関業務、信用格付業、第五号に規定する業務若しくは高速取引行為と同種類の業務を行う者は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第

七 第二十五項に規定する外国投資法人(重要情報の適切な管理のために必要な措置)

八 外国の法令に準拠して設立された法人で外務省に登録する内閣府令で定める措置は、前各号(第四号を除く。)に掲げる者において、金融商品取引業等(金融商品取引業、有価証券に関連する行い)の業務に従事する行為又は登録金融機関業務、信用格付業、前条第五号に規定する業務、高速取引行為又は外国の法令に準拠して設立された法人が外国において行うこれらの業務と同種類の業務をいう。以下この条及び次条において同じ。)以外の業務を遂行する過程において、上場会社等若しくは上場投資法人等の資産運用会社又はこれらの役員等から伝達を受けた重要情報を、当該重要情報が公表される前に金融商品取引業等において利用しないための的確な措置とする。

九 第四条 法第二十七条の三十六第一項第一号に規定する金融商品取引業者、登録金融機関、信用格付業者又は投資法人その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引業者(投資法人である上場会社等又はその役員等が、その業務に関して、当該上場会社等の資産の運用に係る業務の委託先である上場投資法人等の資産運用会社に重要情報を伝達する場合における、当該上場投資法人等の資産運用会社を除く。)

二 登録金融機関

三 信用格付業者その他信用格付業を行う者

四 投資法人(上場投資法人等の資産運用会社又はその役員等が、その業務に関して、当該上場投資法人等の資産運用会社に資産の運用に係る業務を委託している投資法人である上場会社等に重要情報を伝達する場合における、当該上場会社等に該当する行為であつて、当該

五 第六条 法第二十七条の三十六第一項第一号に規定する金融商品取引業に係る業務に従事していない者

六 第七条 法第二十七条の三十六第一項第二号に規定する内閣府令で定める者は、上場会社等の投資者に対する広報に係る業務に関して重要な情報の伝達を受ける次に掲げる者(第一号から第三号までにあつては、当該者が法人その他の団体である場合における当該法人その他の団体の役員等(上場有価証券等に投資をするのに必要な権限を有する者及び当該者に対して有価証券に関連する情報の提供又は助言を行う者に限る。)とする。

